

## 足利市日常生活用具給付事業実施要綱

### 第1節 日常生活用具給付事業

#### (目的)

第1条 日常生活用具給付事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下、「法」という。）第77条「地域生活支援事業」に基づき、原則として在宅の重度障害児・者（以下、この節において「重度障害者等」という。）に対し、日常生活用具（以下、この節において「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、重度障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 前条の重度障害者等とは、市内に居住地を有する障害者・児とする。ただし、施設入所又は入院（以下この節において「施設入所等」という。）している者のうち施設入所等前において市内に居住地を有する者を含むものとし、他市町村（特別区を含む。）から法第19条第2項及び同条第3項の規定による決定を受けている者を除く。

#### (用具の種目及び給付の対象者)

第3条 給付の対象となる用具の種目及びその対象者は、別に定める日常生活用具給付種目等一覧表（以下この節において「用具一覧」という。）のとおりとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第12項及び第8条の2第12項による福祉用具貸与若しくは同法第8条第13項及び第8条の2第13項による福祉用具購入費の支給により、給付等の対象者となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象者から除く。また、要支援者及び要介護1の軽度者については日常生活用具の給付対象者から除く。

2 給付の対象者は原則として在宅の者とする。ただし、施設入所等の者であっても、給付の必要性が認められる用具については、この限りではない。

3 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、前回の給付日より用具一覧の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再給付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合は、再給付することができるものとする。

#### (申請)

第4条 用具の給付及びその取付工事に要する費用の助成を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）は、別に定める足利市地域生活支

援事業利用申請書を市長に提出しなければならない。

(調査)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、給付の要否を決定しなければならない。

(決定等)

第6条 市長は、前条の調査により用具給付の要否を足利市地域生活支援事業日常生活用具給付決定書において決定し、別に定める足利市地域生活支援事業日常生活用具給付決定通知書若しくは足利市地域生活支援事業却下（取消）決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、別に定める足利市地域生活支援事業日常生活用具委託通知書を用具納入業者（以下この節において「業者」という。）に通知するとともに、別に定める足利市地域生活支援事業日常生活用具給付券（以下この節において「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第7条 前条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた者（以下この節において「給付決定者」という。）は、業者に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

(費用の負担)

第8条 給付決定者又はこの者を扶養する者（以下この節において「納入義務者」という。）は、当該用具の給付に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額（以下この節において「自己負担額」という。）は、用具の給付に要した費用の1割（現に用具の給付に要した費用が第3条第1項に定める基準額を超えるときは、その費用と基準額との差額に基準額の1割を加えた額）とする。

(自己負担額の減免)

第9条 市長は、給付決定者及び給付決定者と同一の世帯に属する者（給付対象者が18歳以上の場合にはその配偶者に限る）が、給付があった月の属する年度（給付のあった月が4月から6月までの場合には前年度）分の地方税法の規定による市民税を課されない者である場合、又は給付決定者及び給付決定者と同一の世帯に属する者が、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者若しくは同条第2項に規定する要保護者である者であって厚生労働省で定める者である場合には、前条第2項に規定する自己負担額を減免することができる。

(業者への支払い)

第10条 市長は、業者から用具の給付に係る費用の請求があったときは、当該用具の給付に要した費用から第8条第2項に規定する自己負担額を控除した額を支払うものとし、用具の給付に要した費用は、用具一覧の「基準額」の欄に定める額の範囲内とする。

(譲渡等の禁止)

第11条 給付決定者は、該当用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第12条 市長は、給付決定者が虚偽その他不正な手段により用具の給付若しくは用具に係る取付工事の助成を受けた場合、当該用具の給付に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(排泄管理支援用具の特例)

第13条 市長は、重度障害者等の申請手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具（ストーマ装具）については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

(1) 用具一覧の基準額（月額）の範囲内で1ヶ月に必要とする用具に相当する額の2倍（2ヶ月分）の額を給付券1枚に記載して交付すること

(2) 給付券は、申請1回につき6枚（12ヵ月分）まで一括交付すること。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、給付券交付決定後であっても、次の各号の一に該当する場合は、給付券交付決定の変更、停止ができるものとする。

(1) 給付決定者が死亡した場合

(2) 給付決定者の転出等やむを得ない事由が判明した場合

(台帳の整備)

第14条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、足利市地域生活支援事業日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

## 第2節 住宅改修費助成事業

(目的)

第15条 住宅改修費助成事業は、日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度障害者・児（以下、この節において「重度障害者等」という。）が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下、この節において「住宅改修費」という。）を給付することにより地域における自立の支援を図り、福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第16条 住宅改修費助成事業の対象者（以下この節において「対象者」という。）は、市内に居住し、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する身体障害者であって障害程度等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の者）又は視覚障害2級以上の者とする。  
ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第45条及び第57条による住宅改修費の支給を受けられる者は対象者から除く。

（住宅改修費の範囲）

第17条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動  
作補助用具の購入及び改修工事とする。

- （1）手すりの取付け
- （2）段差の解消
- （3）滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- （4）引き戸等への扉の取替え
- （5）洋式便器等への便器の取替え
- （6）その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

（住宅改修費の給付要件）

第18条 住宅改修費の給付は、重度障害者等が現に居住する住宅について行  
われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、かつ身体  
の状況等を勘案して市長が必要と認める場合に給付するものとする。

（申請）

第19条 住宅改修費の給付を受けようとする者（以下この節において「申請  
者」という。）は、別に定める足利市地域生活支援事業利用申請書を市長に  
提出しなければならない。

（調査）

第20条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行  
い、住宅改修費の給付の要否を決定しなければならない。

（決定）

第21条 市長は、前条の調査により住宅改修費の給付の要否を足利市地域生  
活支援事業日常生活用具給付決定書において決定し、別に定める足利市地  
域生活支援事業日常生活用具給付決定通知書若しくは足利市地域生活支援  
事業却下（取消）決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により住宅改修費の給付を決定したときは、別に定め  
る足利市地域生活支援事業日常生活用具給付委託通知書を住宅改修業者（以  
下この節において「業者」という。）に通知するとともに、別に定める足利市  
地域生活支援事業日常生活用具給付券（以下この節において「給付券」とい  
う。）を申請者に交付するものとする。

(住宅改修費の給付)

第22条 前条第1項の規定により住宅改修費の給付の決定を受けた者（以下この節において「給付決定者」という。）は、業者に給付券を提出して住宅改修費の給付を受けるものとする。

(給付の限度)

第23条 住宅改修費の給付は、対象者1人につき原則1回とする。

(費用の負担)

第24条 給付決定者又はこの者を扶養する者（以下、この節において「納入義務者」という。）は、当該給付に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額（以下この節において「自己負担額」という。）は、30万円の範囲内で当該給付に要した費用の1割（現に住宅改修費に要した費用が30万円を超えるときは、その費用と基準額との差額に基準額の1割を加えた額）とする。

(自己負担額の減免)

第25条 市長は、給付決定者及び給付決定者と同一の世帯に属する者（給付対象者が18歳以上の場合にはその配偶者に限る）が、給付があった月の属する年度（給付のあった月が4月から6月までの場合には前年度）分の地方税法の規定による市民税を課されない者である場合、又は給付決定者及び給付決定者と同一の世帯に属する者が、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者若しくは同条第2項に規定する要保護者である者であって厚生労働省で定める者である場合には、前条第2項に規定する自己負担額を減免することができる。

(業者への支払い)

第26条 市長は、業者から住宅改修費の給付に係る費用の請求があったときは、当該給付に要した費用から第24条第2項に規定する自己負担額を控除した額を支払うものとし、住宅改修費の給付に要した費用は、30万円の範囲内とする。

(費用の返還)

第27条 市長は、給付決定者が虚偽その他不正な手段により住宅改修の給付を受けた場合、当該住宅改修費の給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第28条 市長は、住宅改修費の給付の状況を明確にするため、足利市地域生活支援事業日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

### 第3節 点字図書給付事業

(目的)

第29条 点字図書給付事業は、視覚障害者にとって重要な情報入手手段である点字図書を給付することにより、点字図書による情報入手を容易にし、地域における自立の支援を図り、福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第30条 この節において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 視覚障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者をいう。

(2) 点字図書 月刊や週刊で発行される雑誌類を除く点字の図書をいう。

(対象者)

第31条 点字図書給付の対象者（以下この節において「対象者」という。）は、市内に居住地を有する視覚障害者で、情報の入手を点字によっている者とする。ただし、施設入所又は入院（以下この節において「施設入所等」という。）している者のうち施設入所等前において市内に居住地を有する者を含むものとし、他市町村（特別区を含む。）から法第19条第2項及び同条第3項の規定による決定を受けている者を除く。

(給付の限度)

第32条 点字図書の給付は、対象者1人につき、年間6タイトル又は、24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

(申請等)

第33条 点字図書の給付を受けようとする者（以下、この節において「申請者」という。）は、別に定める点字図書発行証明書（以下、この節において「証明書」という。）を点字出版施設（以下、この節において「業者」という。）に発行してもらい、別に定める足利市地域生活支援事業利用申請書に証明書を添えて市長に申請しなければならない。

(調査)

第34条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、給付の要否を決定しなければならない。

(決定)

第35条 市長は、前条の調査により点字図書の給付の要否を足利市地域生活支援事業日常生活用具決定書において決定し、別に定める足利市地域生活支援事業日常生活用具給付決定通知書若しくは足利市地域生活支援事業却下（取消）決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により点字図書の給付を決定したときは、別に定める足利市地域生活支援事業日常生活用具給付委託通知書を業者に通知するとと

もに、別に定める足利市地域生活支援事業日常生活用具給付券（以下この節において「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

（給付の方法）

第36条 前条第1項の規定により点字図書の給付の決定を受けた者（以下、この節において「給付決定者」という。）は、業者に給付券を提出して点字図書の給付を受けるものとする。

（費用の負担）

第37条 給付決定者又はこの者を扶養する者（以下、この節において「納入義務者」という。）は、点字図書の給付に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額（以下、この節において「自己負担額」という。）は、一般図書の購入価格相当額とする。

（自己負担額の減免）

第38条 市長は、給付決定者及び給付決定者と同一の世帯に属する者（給付対象者が18歳以上の場合にはその配偶者に限る）が、給付があった月の属する年度（給付のあった月が4月から6月までの場合には前年度）分の地方税法の規定による市民税を課されない者である場合、又は給付決定者及び給付決定者と同一の世帯に属する者が、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者若しくは同条第2項に規定する要保護者である者であって厚生労働省で定める者である場合には、前条第2項に規定する自己負担額を減免することができる。

（費用の請求）

第39条 業者は、点字図書の価格から自己負担額を控除した額を市長に請求するものとする。

（費用の返還）

第40条 市長は、給付決定者が虚偽その他不正な手段により点字図書の給付を受けた場合は、点字図書の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（台帳の整備）

第41条 市長は、点字図書の給付の状況を明確にするため、足利市地域生活支援事業日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。